平成２２年（フ）第６０３号
愛知県西尾市平坂町梨子山17番地５　エスポワール平坂1003号室
債務者　林　ふみ子
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
福島県喜多方市上三宮町上三宮字切境4187番地６
債務者　小椋　和義
１　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第６５１号
神奈川県秦野市南矢名３丁目８番６号
債務者　菊池　美幸
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１３８号
新潟県新発田市大栄町４丁目３番２号
債務者　齋藤謙一郎
１　決定年月日時　平成22年９月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２０４号
愛知県江南市赤童子町南山176番地
債務者　電化サロン林こと　林　　和幸
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２０５号
愛知県江南市赤童子町南山176番地
債務者　林　　晴代
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１１５４号
京都市上京区中立売通堀川西入役人町260番地　パレロイヤル西陣佐わらび601号
債務者　中西千津代（債務発生時の姓川西）
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２３号
京都市山科区大塚西浦町14番地７
債務者　杉本　昌美
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７３号
京都市上京区出水通千本東入西神明町338番地
債務者　田口　**檥**名
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０１号
京都市伏見区深草越後屋敷町63番地１　サングレール・アペックス211号室
債務者　杉田　頼子
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２５号
京都府城陽市長池北清水39番地の40
債務者　上田　　誠
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４４号
京都市西京区大原野上羽町404―23　加藤方、住民票上の住所京都府長岡京市井ノ内下印田24番地の８
債務者　木村　公一
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６１号
京都市山科区北花山中道町99番地１
債務者　若林　由次
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６９号
京都市右京区西院清水町167番地　村上荘106号
債務者　柴田工務店こと　柴田　義郎
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３２号
京都市左京区上高野畑ケ田町17番地　ぴぃハイムB103
債務者　村上　美和
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７６号
京都市伏見区深草善導寺町３番地　エミグラントシティ310号室、住民票上の住所京都市北区紫野下築山町72番地
債務者　菊地　正樹
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５３号
京都府京丹後市網野町島津1473番地の２、前住所京都府京丹後市網野町網野2766番地の１
債務者　濵岡　信光
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所宮津支部